

沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託 プロポーザル

<質問事項に対する回答>

No.	質問事項	回答
1	様式6の工程表について、膨大な業務が存在するため、貴市が考える具体例を様式6に用いてご明示下さい。	No.6の回答のとおり、任意様式を用いて工程表を作成していただいてもかまいませんので、事業者において必要と考える業務項目を検討のうえ、工程表をご提出ください。
2	提案書30ページに表紙、目次は含まれないという認識でよいか？	お見込みのとおりです。
3	プレゼン参加人数は3人以内という認識でよいか？	プレゼンテーションの実施場所の関係上、参加人数は1者あたり3人以内としてください。
4	契約候補者選定委員会は何名を予定し、選定委員のメンバー構成はどのような委員が選定をされるのでしょうか。	沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託契約候補者選定委員会は、市民福祉部長、教育次長、福祉事務所長、こども未来創造課長、及び学校管理課長の5名を委員として組織し、契約候補者の選定に関する事項について審議します。
5	提出書類(企画提案書)における使用フォント及びフォントサイズの指定はありますか。	提出書類(企画提案書)における使用フォント及びフォントサイズの指定はありません。
6	工程表(様式6)について、記入欄が不足する場合の追加挿入や複数枚に渡る提出は可能でしょうか。	工程表(様式6)について、記入欄が不足する場合は、追加挿入や複数枚に渡る提出が可能です。 また、任意様式を用いて工程表を作成していただいてもかまいません。その場合、工程表(様式6)を工程表の鑑文書とし、次ページ以降に任意様式の工程表を添付してください。なお、任意様式の場合も、複数枚の提出が可能です。
7	第二次審査の出席者の人数制限はありますか。また、業務責任者(予定者)の出席については、実施体制調書(様式7)に記載した管理責任者を出席させることよろしいでしょうか。このプレゼンにおいては、この責任者によるプレゼンが望ましいものと考えればよろしいのでしょうか。	第二次審査の出席者の人数制限は、No.3の回答のとおりです。 本業務の責任者となる予定の者の出席については、お見込みのとおりです。 プレゼンテーションにおいては、本業務の責任者となる予定の者を発表者としなくても、選定に影響はありません。

8	<p>実施体制調書(様式7)の実務経験年数及び資格の記載に関して、放課後児童健全育成事業に係る実務経験年数、及び関係する保有資格の記載をするものと理解しましたがよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>									
9	<p>現地見学及び説明会の実施予定に関しては特に明記はされていませんが、施設見学希望への対応は可能でしょうか。</p>	<p>参加要領に明記はしていませんが、施設見学の希望がある場合は、6月24日(月)17時までに電子メールにてご連絡ください。その際、以下に関する内容を記載したデータ(任意様式)を添付のうえ、メール送信後に担当課まで電話連絡をお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○施設見学について(希望事業者と日程・見学施設等を調整のうえ実施)</p> <p>(1)希望日時 令和6年7月1日(月)～令和6年7月5日(金)で見学可能な日時を記載すること。</p> <p>(2)見学希望施設(指定がある場合のみ) 公募仕様書別表1沼津市放課後児童クラブ一覧、または設置形態(余裕教室・専用施設)から、見学希望施設があれば記載すること。</p> <p>(3)参加人数 1者につき2名までとし、参加人数を記載すること。</p> <p>(4)現地での駐車場利用有無 1者につき1台までとし、利用有無を記載すること。</p> </div> <p>なお、質問受付期間を過ぎているため、施設見学時に公募及び仕様に関する質問は受け付けられない場合がありますのでご了承ください。</p> <p>また、施設見学の参加可否は選考に影響しません。</p>									
10	<p>各クラブにおける備品リスト、各クラブの設備状況(平面図・校舎内における位置図等)について開示願います。</p>	<p>各クラブにおいて備品はリスト化されておりますが、現運営受託者様に対し、報告を求めているため、把握しておりません。</p> <p>各クラブの平面図・校舎内における位置図に関しては、安全管理上、公表は控えさせていただきますが、以下のとおり、施設環境について回答します。</p> <table border="1" data-bbox="805 1877 1426 2018"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>クラブ名</th> <th>施設環境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原A</td> <td>校舎内1階1室(No.2隣接)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>原B</td> <td>校舎内1階1室(No.1隣接)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	クラブ名	施設環境	1	原A	校舎内1階1室(No.2隣接)	2	原B	校舎内1階1室(No.1隣接)
No.	クラブ名	施設環境									
1	原A	校舎内1階1室(No.2隣接)									
2	原B	校舎内1階1室(No.1隣接)									

		3	原C	敷地内独立棟1棟 ※No.1・No.2との距離5m程度
		4	今沢	校舎内1階1室
		5	開北A	校舎内1階1室 (No.6隣接)
		6	開北B	校舎内1階1室 (No.5隣接)
		7	大岡	敷地内独立棟1棟
		8	金岡A	敷地内独立棟1棟 (No.9隣接)
		9	金岡B	敷地内独立棟1棟 (No.8・No.10隣接)
		10	金岡C	敷地内独立棟1棟 (No.9・No.11隣接)
		11	金岡D	敷地内独立棟1棟 (No.10隣接)
		12	沢田A	校舎内2階1室 (No.13隣接)
		13	沢田B	校舎内2階1室 (No.12隣接)
		14	原東	敷地内独立棟1棟
		15	第五A	校舎内1階1室 ※No.16の真下にある
		16	第五B	校舎内2階1室 ※No.15の真上にある
		17	第四A	校舎内1階1室 ※No.18との距離は50m程度
		18	第四B	校舎内1階1室 ※No.17との距離は50m程度
		19	愛鷹A	校舎内1階1室 (No.20隣接)
		20	愛鷹B	校舎内1階1室 (No.19・No.21隣接)
		21	愛鷹C	校舎内1階1室 (No.20隣接)
		22	大岡南A	敷地外独立棟1棟 (No.23隣接) ※大岡南小学校に隣接した公園内
		23	大岡南B	敷地外独立棟1棟 (No.22隣接) ※大岡南小学校に隣接した公園内
		24	門池A	敷地内独立棟1室 (No.25隣接)

				※No.27・No.28との直線距離は80m程度
		25	門池B	敷地内独立棟1室 (No.24・No.26隣接) ※No.27・No.28との直線距離は80m程度
		26	門池C	敷地内独立棟1室 (No.25隣接) ※No.27・No.28との直線距離は80m程度
		27	門池D	校舎内2階1室 (No.28隣接) ※No.24～26との直線距離は80m程度
		28	門池E	校舎内2階1室 (No.27隣接) ※No.24～26との直線距離は80m程度
		29	第二	校舎内1階1室
		30	第三	校舎内1階1室
		31	大平	敷地内独立棟1棟
		32	片浜	校舎内1階1室
		33	香貫A	校舎内1階1室 ※No.34との距離は50m程度
		34	香貫B	校舎内2階1室 ※No.33との距離は50m程度
		35	浮島	校舎内1階1室
		36	第一	校舎内1階1室
		37	静浦	校舎内1階1室
		38	長井崎	校舎内1階1室
		39	戸田	戸田図書館内2階1室 ※戸田小中一貫学校から徒歩1分程度
		40	千本	体育館1階1室
11	現在の料金徴収(指導料・延長料金・おやつ代)に関する運用方法どのような方式ですか。また市への納付方法や時期等についてはどのように考えていますか。	現在、指導料及び延長料金につきましては、各クラブが利用者から預かり、クラブ単位で当月利用分を翌月末日までに市へ納入していただいております。		

		<p>おやつ代に関する運用方法は、現運営受託者様の決定事項であり、報告を求めているため、把握しておりません。</p> <p>令和7年度以降の指導料及び延長料金の納入について、市としましては、納付書または振込により、月単位の預かり金額を翌月末日までに納入していただくことを目安としていますが、公募仕様書8(2)①のとおり、契約候補者と別途協議することとなります。</p>																												
12	おやつ提供について、現在のアレルギーを持つ児童への対応や手作りおやつに対する考え方についてご教示願います。	<p>アレルギーを持つ児童への対応については、現運営受託者様に対し、放課後児童クラブ運営指針に沿った対応の遵守をお願いしています。</p> <p>また、手作りおやつを提供する場合は、放課後児童クラブ運営指針解説書 P96「◇おやつの提供における留意点」を踏まえ、安心安全な運用を求めます。</p>																												
13	現在、各クラブにおける通信環境整備状況(wi-fi)については児童使用想定として考えればよろしいでしょうか。また タブレット使用による宿題の対応可否についてご教示願います。	<p>現在の各クラブにおける通信環境整備状況(wi-fi)について児童使用想定としているかは、現運営受託者様の決定事項であり、報告を求めているため、把握しておりません。</p> <p>令和7年度以降は、公募仕様書12(4)のとおり、事務の効率化及び保育の質の向上を目的としたインターネット等情報環境整備を図ることを求めます。</p> <p>タブレット使用による宿題の対応については、現運営受託者様同様、各小学校の意向を考慮しながら、運用していただくようお願いします。</p>																												
14	現在の在籍されている各クラブの支援員・補助員の人数及び放課後児童支援員認定資格保有者数や具体的な勤務時間等についてご教示願います。また放課後児童支援員(常勤職員に限る)との記載に関し、常勤職員の定義づけ(勤務時間・日数)があれば合わせてご教示願います。	<p>各クラブの在籍支援員・補助員の人数及び支援員のうち放課後児童支援員認定資格の保有者数は以下のとおりです。(支援員に関する情報は令和5年度末時点、補助員は令和5年10月1日時点。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>クラブ名</th> <th>支援員数(人) ( )内は認定資格保有者数(みなし含む)</th> <th>補助員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原A</td> <td>3(2)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>原B</td> <td>2(2)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>原C</td> <td>3(2)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>今沢</td> <td>2(2)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>開北A</td> <td>2(2)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>開北B</td> <td>2(2)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	No.	クラブ名	支援員数(人) ( )内は認定資格保有者数(みなし含む)	補助員(人)	1	原A	3(2)	3	2	原B	2(2)	8	3	原C	3(2)	6	4	今沢	2(2)	5	5	開北A	2(2)	4	6	開北B	2(2)	2
No.	クラブ名	支援員数(人) ( )内は認定資格保有者数(みなし含む)	補助員(人)																											
1	原A	3(2)	3																											
2	原B	2(2)	8																											
3	原C	3(2)	6																											
4	今沢	2(2)	5																											
5	開北A	2(2)	4																											
6	開北B	2(2)	2																											

		7	大岡	2(2)	4
		8	金岡A	2(2)	2
		9	金岡B	2(2)	4
		10	金岡C	2(2)	6
		11	金岡D	2(2)	6
		12	沢田A	2(2)	2
		13	沢田B	2(2)	4
		14	原東	2(1)	3
		15	第五A	2(2)	5
		16	第五B	2(2)	4
		17	第四A	2(2)	2
		18	第四B	2(2)	8
		19	愛鷹A	2(2)	4
		20	愛鷹B	2(2)	4
		21	愛鷹C	2(2)	5
		22	大岡南A	2(2)	5
		23	大岡南B	2(2)	5
		24	門池A	2(2)	6
		25	門池B	2(2)	5
		26	門池C	2(2)	9
		27	門池D	2(2)	6
		28	門池E	2(2)	0
		29	第二	2(1)	2
		30	第三	2(2)	3
		31	大平	2(2)	6
		32	片浜	2(2)	7
		33	香貫A	2(2)	4
		34	香貫B	2(2)	4
		35	浮島	1(1)	6
		36	第一	3(3)	4
		37	静浦	2(2)	8
		38	長井崎	2(2)	5
		39	戸田	2(2)	5
		40	千本	2(2)	5

		<p>なお、各クラブの在籍補助員の人数については、複数のクラブへ勤務している補助員を重複して計上している場合があります。</p> <p>各クラブの在籍補助員の放課後児童支援員認定資格保有有無は、現運営受託者様に対し報告を求めておらず、把握しておりませんが、全クラブ合計で26人の補助員が放課後児童支援員認定資格を保有しています。</p> <p>具体的な勤務時間については、現運営受託者様に対し報告を求めておりませんが、通常、支援員6時間程度、補助員3時間程度です。</p> <p>常勤職員の定義に関しましては、子ども・子育て支援交付金交付要綱にて示された定義を想定しています。詳細については、こども家庭庁 HP にて公表されている、「放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係る Q&amp;A」をご覧ください。</p>
15	支援員の雇用・処遇等について、現在の報酬額（時給）は同等額以上となるよう配慮するとの理解はしましたが、賞与や別途支給項目等があれば対象者及び金額等、ご教示願います。	賞与や別途支給項目は現運営者様の決定事項であり、報告を求めておらず、具体的な金額はお示しできません。
16	現在、各クラブの電話（固定・携帯）設置状況についてご教示願います。また設置されている場合の通信費負担及び精算方法についてご教示願います。	<p>現在、千本放課後児童クラブを除く39クラブで専用固定電話を設置しており、回線契約及び通信費負担は現運営受託者様となっています。</p> <p>千本放課後児童クラブは、令和6年度現在公営のため、同敷地内のせんぼん子育て支援センターの電話を利用しており、専用固定電話はありません。</p> <p>携帯電話の設置状況については、現運営受託者様の決定事項であり、報告を求めておらず、把握しておりません。</p>
17	駐車場に関し、門池小学校区については現状駐車場の契約を引き継ぐものと理解しましたが、その他各クラブにおける駐車場確保状況、駐車場代等についてご教示願います。	<p>門池小学校区以外の、児童の送迎時に保護者等が必要な駐車場は、原則小学校や隣接公園等の駐車場を使用しております。第四小学校区では、令和8年度までの校舍改築工事に伴い、駐車場の確保が難しい可能性があります。</p> <p>門池小学校区以外の駐車場代については、大平小学校区で年額5万円を支出（受託事業者負担）しており、その他は支出がありません。</p>

18	<p>保険等の加入について、現在加入されている傷害保険の種類・補償内容はどのようなものか、また賠償責任保険における補償額や適用範囲等、基準とされるものはあるのかご教示願います。</p>	<p>現運営受託者様が加入している傷害保険は、留守家庭児童団体障害保険(一人あたり月額200円)と報告を受けています。</p> <p>市として、損害賠償保険における補償額や適用範囲といった基準は設けておりませんが、加入保険の内容については、児童クラブの利用開始に当たって、説明会あるいは書面で保護者に説明することが必要と考えます。</p>						
19	<p>クラブ別の特別支援を必要とする児童及び医療ケア児、外国籍児童の登録人数をご教示ください。また、その対応(加配や通訳等)状況をご教示ください。</p>	<p>本質問への回答の公表は控えさせていただきます。ご希望の場合は個別に情報提供いたしますので、別途担当までご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、特別支援を必要とする児童に対しては、加配により対応を行っております。</p> <p>また、日本語が不慣れな児童に対しては、通訳等の配置はしておらず、現運営受託者様が所持する翻訳機器等を利用し、対応を行っております。</p>						
20	<p>35名加配配置について、35名の基準とする人数については登録児童数に対する加配か、1日に利用する児童数が35名を超える日に配置するのかご教示願います。</p>	<p>現在は、登録児童数35名以上で「加配可能クラブ」と判断しますが、「利用する児童数があらかじめ35名を大きく下回ることがわかっている場合等は配置しない」といった、加配の必要に応じた運用を行っており、令和7年度以降も同程度の運用を想定しています。</p>						
21	<p>現在、各小学校における保護者会の設置状況及び具体的な活動や児童クラブとの連携等はどのような対応をされているのか、また連携等されている状況であれば、令和7年度以降はどのような対応を行ったらいかがご教示願います。</p>	<p>児童クラブの利用者による保護者会の設置及び児童クラブとの連携については、現運営受託者様に対し、報告を求めておらず、把握しておりません。</p> <p>市としましては、保護者会の設置に関して、事業者の考える対応をご提案いただきたいと思います。</p>						
22	<p>利用者説明会の実施について、受託者の説明会出席が求められていますが、現在想定されている利用者説明会の実施は各校ごとの開催か、合同説明会を想定されているのかご教示願います。</p>	<p>公募仕様書21(2)における利用者説明会は、校区ごとの開催ではなく、おおまかな地域に分けた合同説明会を想定しています。</p>						
23	<p>修繕費に関し、1件あたり30万円未満のものに関する費用負担が示されていますが、各クラブの昨年度の修繕費の実績値をご教示願います。</p>	<p>令和5年度における各クラブの修繕費は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="826 1928 1390 2024"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>クラブ名</th> <th>令和5年度修繕費(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原A</td> <td>386,100</td> </tr> </tbody> </table>	No.	クラブ名	令和5年度修繕費(円)	1	原A	386,100
No.	クラブ名	令和5年度修繕費(円)						
1	原A	386,100						

		2	原B	113,630
		3	原C	0
		4	今沢	288,200
		5	開北A	2,171,950
		6	開北B	0
		7	大岡	1,779,662
		8	金岡A	886,600
		9	金岡B	826,430
		10	金岡C	60,500
		11	金岡D	26,400
		12	沢田A	77,880
		13	沢田B	4,400
		14	原東	361,598
		15	第五A	188,078
		16	第五B	3,300
		17	第四A	81,400
		18	第四B	7,700
		19	愛鷹A	159,797
		20	愛鷹B	0
		21	愛鷹C	0
		22	大岡南A	1,412,400
		23	大岡南B	116,270
		24	門池A	0
		25	門池B	0
		26	門池C	0
		27	門池D	5,500
		28	門池E	7,260
		29	第二	0
		30	第三	24,200
		31	大平	774,400
		32	片浜	0
		33	香貫A	968
		34	香貫B	0
		35	浮島	238,986
		36	第一	1,244,958
		37	静浦	9,834
		38	長井崎	0

		<table border="1"> <tr> <td>39</td> <td>戸田</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>千本</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>なお、同じ小学校区の同じ内容修繕については、修繕料を1クラブにまとめて修繕料を計上している場合があります。</p>	39	戸田	0	40	千本	0
39	戸田	0						
40	千本	0						
24	加配配置の対応について、加配職員の増減に関しては随時、市と協議のうえ決めるとの記載がありますが、増員対応が多くなった場合の契約金額の見直し等(増額)に関しても協議により決定するものと理解すればよろしいでしょうか。	公募仕様書 14(4)のとおり、協議により決定するものです。						